

規則

職員の定年等に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則九―三

職員の定年等に関する規則の全部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和五十九年埼玉県人事委員会規則九―一）の全部を次のように改正する。

職員の定年等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号。

以下「条例」という。）に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務延長に係る任命権者）

第二条 条例第四条に規定する任命権者には、併任（現に職員の職に任用されている職員を、その職を保有させたまま、他の職に任用することをいう。以下同じ。）に係る職の任命権者は含まれないものとする。

（勤務延長に係る職員の同意）

第三条 条例第四条第三項及び第四項に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

（勤務延長に係る他の任命権者に対する通知）

第四条 任命権者は、勤務延長（条例第四条第一項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合、勤務延長の期限（同項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

（定年に達している者の任用の制限）

第五条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員の職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職、特別職に属する地方公務員の職又は職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）第八条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員の職に就き、引き続きこれらの職に就いているもの（これらの職のうち一

の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。)を、当該職に係る定年退職日(条例第二条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。)以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員(条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員をいう。次条第五号において同じ。)を、特別の事情によりあらかじめ人事委員会の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

(勤務延長等に係る人事異動通知書の交付)

第六条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に当該任命権者が定める人事異動通知書(以下「人事異動通知書」という。)を交付しなければならない。ただし、第一号又は第六号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- 一 職員が定年退職(条例第二条の規定により退職することをいう。)をする場合
- 二 勤務延長を行う場合
- 三 勤務延長の期限を延長する場合
- 四 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- 五 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員でなくなった場合

六 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(勤務延長に係る報告)

第七条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(管理監督職に含まれる職)

第八条 条例第六条第三号の人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- 一 室長付、会計管理者付、部付、課付、所付(校にあっては校付、場にあつては場付)、室付、隊付、方面本部付、学校付、署付及び局付の職(条例第六条第一号に掲げる職(警察官以外の警察職員にあつては、次号に掲げる職を含む。))と同等であるとして人事委員会が認めるものに限る。)

二 警察官以外の警察職員の職のうち、調査官その他これに準ずるものとして人事委員会が別に定める職(前号に掲げる職に就く場合を含む。)

(異動期間の延長に係る任命権者)

第九条 条例第九条に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第十条 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第十一条 条例第九条第三項の人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。

- 一 児童相談所の特定管理監督職群 児童相談所の所長及び副所長
- 二 県立学校の特定管理監督職群 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長及び教頭
- 三 市町村立学校の特定管理監督職群 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長及び教頭

(条例第九条第三項又は第四項の規定による任用)

第十二条 条例第九条第三項又は第四項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第十三条 任命権者は、条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しうとすることは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長に係る他の任命権者に対する通知)

第十四条 任命権者は、条例第九条の規定により異動期間を延長する場合、前条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合及び異動期間の延長の事由の消滅により他の職への降任等をする場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十五条 条例第十条に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

(他の職への降任等及び異動期間の延長等に係る人事異動通知書の交付)

第十六条 任命権者は、条例第八条第一項に規定する他の職への降任等をする場合には、職員に人事異動通知書を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。

一 条例第九条の規定により異動期間を延長する場合

二 第十三条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合

三 条例第九条の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(異動期間の延長に係る報告)

第十七条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第十八条 任命権者は、定年前再任用(条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に定年前再任用をされた場合の給与、一週間当たりの勤務時間その他任命権者が必要と認める事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第十九条 条例第十二条及び第十三条第一項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

一 能力評価及び実績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る人事異動通知書の交付)

第二十条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動

通知書を交付しなければならない。ただし、第二号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。

一 定年前再任用を行う場合

二 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合

（定年前再任用に係る報告）

第二十一条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

（雑則）

第二十二条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第十八条の規定による定年前再任用の手續及び附則第四条の規定による暫定再任用（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号。以下「令和四年改正条例」という。）令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。）の手續は、この規則の施行前においても行うことができる。

（令和四年改正条例附則第二条第一項の規定による勤務についての準用）

第二条 第二条から第四条まで、第五条第二項、第六条及び第七条の規定は、令和四年改正条例附則第二条第一項の規定による勤務について準用する。

（令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職及び職員等）

第三条 令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（令和四年改正条例附則第二条第二項に規定する新定年条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和四年改正条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号。以

下「旧定年条例」という。)第三条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が新定年条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧定年条例第三条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

3 第五条第二項ただし書の規定は、令和四年改正条例附則第二条第二項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第四条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に暫定再任用をされた場合の給与、一週間当たりの勤務時間その他任命権者が必要と認める事項を明示するものとする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第五条 令和四年改正条例附則第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項及び第二項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

一 能力評価及び実績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(暫定再任用に係る人事異動通知書の交付)

第六条 任命権者は、次のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第三号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

一 暫定再任用を行う場合

二 暫定再任用職員の任期を更新する場合

三 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合

(暫定再任用に係る報告)

第七条 任命権者は、毎年六月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。

一 前年度における暫定再任用の状況

二 前年度における暫定再任用職員の任期の更新の状況

(令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第八条 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢(新定年条例第十二条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る新定年条例定年相当年齢が新定年条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。

3 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。